

平成20年6月13日

(第7回障害児支援の見直しに関する検討会提出資料)

甲子園大学 坂本 正子

障害児の社会的養護について

障害児の入所施設のあり方、行政の実施主体のあり方の検討にあたり、障害児の社会的養護、措置と契約、実施主体についての意見を提出させていただきます。

1 「社会的養護」の基本的考え方

平成19年11月19日、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」がとりまとめられ公表されました。虐待により社会的養護を必要とする子どもが増加し、様々な対応が求められていることから、社会的養護体制の拡充に向けた具体的方策について提案がなされ、必要な法改正も行われています。

この専門委員会に先立ち、平成19年5月に「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」が公表されており、その中で、(狭義の)社会的養護について、「虐待をはじめとする様々な理由により家庭において適切な養育を受けることのできない子どもに対する里親や施設における養護の提供」と位置づけ、公的責任の下で行われるべきものとしています。

この報告書及び中間とりまとめは、障害児施設以外の児童養護施設等について検討が行われたものですが、基本的な考え方は障害児及び障害児施設についても同様と考えます。

(参考) 子どもの権利条約第20条1

一時的もしくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。

2 「社会的養護」の実態

児童養護施設等における被虐待児の割合が増加する傾向がありますが、社会的養護の背景はすべてが虐待とは限らず、保護者の離婚や疾病等家庭の様々な事情があります。

障害児施設においても、第7回検討会(平成20年6月16日)資料に示されているように、知的障害児施設では入所数の約3割が虐待による一方、家庭の養育能力や離婚等家庭の養育基盤の脆弱さによる入所理由が約4割を占めています。

また、児童養護施設等に入所する子どものうち、障害のある子どもの割合

も増加しています。

入所施設の種別により、自ずと子どもの状態像や入所理由の割合は異なりますが、家庭において適切な養育を受けることができない子どもに養護を提供するという観点からすれば、社会的養護を障害児と非障害児という範疇で分類することは合理的ではないと考えます。

3 「措置」と「契約」について

子どもの社会的養護問題を制度の側面から障害児入所施設と児童養護施設等に分けるのではなく、社会的養護を必要とする子どもの立場から捉え直す必要があります。児童養護施設等は虐待・養育困難によるもの、障害児施設は療育・訓練が目的と捉えてしまうと、児童養護施設等に入所する場合は「措置」、障害児施設に入所する場合は「契約」という構図が描かれてしまいます。

虐待も含め子どもが家庭で適切に養育されることが困難となった場合、すなわち、家庭からの分離が必要と判断された場合、公的責任でもって養護を提供する必要がある、障害児施設においても児童養護施設等と同様に、「措置」とするのが妥当であると考えます。

また、障害児についてのみ、虐待等の危機介入的な入所に限定して「措置」とするのではなく、社会的養護の必要性という観点から「措置」を捉える必要があります。

さらに、障害児入所施設の「措置」と「契約」の判断における自治体間の差を、単に、虐待等の「等」の解釈の違いによるものと捉えるのではなく、障害児の社会的養護を基本にどう考えるか、が重要です。障害者自立支援法の施行により障害児施設への入所は原則契約とされたことで、各自治体では障害児の社会的養護の解釈を限定せざるを得ない状況があったと思われまふ。したがって、自治体の判断基準に加え、障害児施設入所児童の背景の分析を行い、「措置」と「契約」の考え方を早急に見直すことが求められていると思ひます。

なお、障害児入所施設を明確な訓練目的で一定期間利用する場合は、「契約」という利用形態は成り立つと考えます。また、在所期間延長の対象となっている障害者については、障害者施策との整合性を図る必要があると考えます。

4 障害児施設の実施主体について

上記の理由から、今後も、社会的養護が必要な入所児童については、児童相談所が措置の要否を判断し、児童養護施設等への入所児童と同様の対応（要保護児童としての対応）を行うことが必要と考えます。

通所施設については、設置状況に地域差はありますが、保育所や児童デイサービス、学校との連携という点から市町村を実施主体とし、療育・訓練を施設利用の主たる目的としていることから、利用形態を契約に移行することは可能と考えます。